

《WLJ 判例コラム》第 328 号

除斥期間の適用に援用が必要とし、その援用が権利濫用に当たるとした事例

～最高裁大法廷令和 6 年 7 月 3 日判決¹～

文献番号 2024WLJCC022

東洋大学 教授

丸山 愛博

I はじめに

令和 6 年 7 月 2 日、最高裁判所大法廷は、旧優生保護法のいわゆる優生条項（同法 3 条 1 項 1 号から 3 号まで、10 条及び 13 条 2 項）²に基づく生殖を不能にする手術（以下「不妊手術」という。）に関する 5 件の国家賠償請求訴訟の上告審において、最一小判平成元年 12 月 21 日³（以下「平成元年判決」という。）の一部を変更して⁴、裁判所が平成 29 年法律第 44 号による改正前の民法（以下「改正前民法」といい、改正後の民法を「改正後民法」という。）724 条後段⁵の除斥期間を適用するためには当事者の援用が必要であり、除斥期間の援用が信義則違反又は権利濫用となり得る場合があるとした。本判決は、同日に下された 5 件の上告審判決のうちの 1 つである⁶。

改正前民法 724 条後段の 20 年の期間の法的性質について、判例は、平成元年判決において除斥期間であるとの立場を採用したが、改正後民法は、判例を採用せずに、改正後民法 724 条 2 号⁷の 20 年の期間は時効期間であるとした。この改正の背景には、学説が平成元年判決を強く批判し、その後、判例も、時効停止規定の法意による除斥期間の適用制限を認めるなどして除斥期間を柔軟に扱っていたことがある⁸。

かかる状況にあって、最高裁は、除斥期間説を維持した上で、時効停止規定の法意等により除斥期間の適用を制限するという 5 件の原審のうちの 4 件が採用した途ではなく⁹、除斥期間の適用にも援用が必要であるとした上で、除斥期間の援用が権利濫用になり得る場合があるとの第三の途を敢えて採用した。つまり、最高裁は、除斥期間説を維持しつつも、除斥期間の柔軟化をさらに推し進める途を選んだのであり、注目に値する。

なお、一連の旧優生保護法国家賠償請求訴訟においては、当初は、優生条項の違憲性が争われたが、現在、争点となっているのは、優生条項の違憲性そして国家賠償請求権の成立を認めた上での、改正前民法 724 条後段の適用の可否である¹⁰。

そこで、以下では、除斥期間に関する判示部分を中心に、本判決の紹介と若干の検討を行うこ

とにする。

II 事案の概要と判旨

1. 事案の概要

本件は、自ら又は配偶者が、旧優生保護法中の優生条項に基づいて、不妊手術を受けたとする被上告人（第1審原告）らが、上告人である国に対し、優生条項は憲法13条、14条1項等に違反しており、優生条項に係る国会議員の立法行為は違法であって、被上告人らは不妊手術が行われたことによって精神的・肉体的苦痛を被ったとして、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を求めた事案である。

不妊手術が行われたことを理由とする被上告人らの上告人に対する損害賠償請求権（以下「本件請求権」という。）が、改正前民法724条後段の期間の経過により消滅したか否かが争われた。

原審¹¹は、除斥期間の経過による効果を認めるのが著しく正義・公平の理念に反する特段の事情がある場合には、条理にもかなうよう、時効停止の規定（改正前民法158条から160条まで¹²）の法意等に照らして、例外的に上記効果を制限できると解すべきであるところ、本件請求権については、上記特段の事情があるものとして、優生条項が憲法の規定に違反していることを上告人が認めた時又は「優生条項が憲法の規定に違反していることが最高裁判所の判決により確定した時」のいずれか早い時から6か月を経過するまでの間は、上記効果が生じないというべきであるから本件請求権が除斥期間の経過により消滅したとはいえないと判示した。

国が、原審の判断は平成元年判決その他の判例に違反するとして上告受理を申し立てた。

2. 判旨

上告棄却。

「不法行為をめぐる法律関係の速やかな確定を意図する改正前民法724条の趣旨に照らせば、同条後段の規定は、不法行為によって発生した損害賠償請求権の除斥期間を定めたものであり、同請求権は、除斥期間の経過により法律上当然に消滅するものと解するのが相当である。もっとも、このことから更に進んで、裁判所は当事者の主張がなくても除斥期間の経過により上記請求権が消滅したと判断すべきであり、除斥期間の主張が信義則違反又は権利濫用である旨の主張は主張自体失当であるという平成元年判決の示した法理を維持した場合には、不法行為をめぐる法律関係の速やかな確定という同条の上記趣旨を踏まえても、本件のような事案において、著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することのできない結果をもたらすことになりかねない。同条の上記趣旨に照らして除斥期間の主張が信義則違反又は権利濫用とされる場合は極めて限定されると解されるものの、そのような場合があることを否定することは相当でないというべきである。

そして、このような見地に立って検討すれば、裁判所が除斥期間の経過により上記請求権が消

滅したと判断するには当事者の主張がなければならぬと解すべきであり、上記請求権が除斥期間の経過により消滅したものとするのが著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができない場合には、裁判所は、除斥期間の主張が信義則に反し又は権利の濫用として許されないと判断することができるかと解するのが相当である。これと異なる趣旨をいう平成元年判決その他の当裁判所の判例は、いずれも変更すべきである。」

「本件の事実関係の下において本件請求権が除斥期間の経過により消滅したものとするのは、著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができない。したがって、第1審原告らの本件請求権の行使に対して上告人が除斥期間の主張をすることは、信義則に反し、権利の濫用として許されないとすべきである。」

「以上によれば、本件請求権が除斥期間の経過により消滅したとはいえないとした原審の判断は、結論において是認することができる。」

なお、本判決には、除斥期間説の合理性に関する三浦守裁判官の補足意見、本判決の結論は改正前民法 724 条後段の立法趣旨の一部を積極的に推進するものであるとの草野耕一裁判官の補足意見及び同条後段の期間制限を時効期間とみるべきとの宇賀克也裁判官の反対意見がある。

III 解説

1. 消滅時効と除斥期間の違い

消滅時効とは、権利を行使しないという事実状態の継続を根拠として権利の消滅を認める明文に定められた制度であり、除斥期間とは、権利の性質や公益上の必要から権利関係のすみやかな確定のために権利の行使期間を制限する講学上の制度である¹³。前者は、権利消滅を権利者の意思にかかわらせることから「私益的性格」を有し、後者は、権利者の意思に関係なく客観的、画一的かつ絶対的に権利を消滅させる「公益的性格」を有する¹⁴。

両者の違いは具体的には、①援用の要否と②中断・停止の有無に現れる¹⁵。すなわち、裁判所が消滅時効によって権利が消滅したと判断するには当事者による消滅時効の援用が必要であるが（改正前民法 145 条¹⁶）、除斥期間の場合には当事者の主張がなくても裁判所は権利が消滅したと判断することができる。また、消滅時効には進行した期間がリセットされる中断（改正前民法 147 条¹⁷）や期間の進行が一時的に猶予される停止（改正前民法 158 条から 161 条）があるが、除斥期間には中断・停止がない。

2. 改正前民法 724 条後段の法的性質

改正前民法 724 条後段の 20 年の法的性質については、これを除斥期間とみる除斥期間説と消滅時効期間とみる時効説が対立している。

民法典の起草者は消滅時効と考えていた。学説も、当初は時効説をとっていたが、ドイツ法の影響下で、除斥期間説が徐々に増えていき、これが通説であると評価される状況になっていた。

このような学説の展開の中で、平成元年判決が除斥期間説を採用し、以後、判例は、除斥期間説に統一されることとなった。ところが、学説では、平成元年判決が除斥期間説の持つ冷徹な面を痛感させた結果、かえって時効説が多数となった¹⁸。その後、後述のように（Ⅲ3）、判例も具体的な事案の解決に当たっては、正義・公平の理念に照らして除斥期間の適用につき修正を図っていた。そこで、平成29年法律第44号による改正で、20年の期間が時効期間であることが条文上、明確にされた（改正後民法724条）。

なお、平成29年法律第44号附則35条1項¹⁹は、この法律の施行の際、既に改正前民法724条の後段に規定する期間が経過していた場合におけるその期間の制限については、「なお従前の例による」として、期間制限の法的性質については解釈に委ねている。

3. 判例における除斥期間の柔軟化

平成元年判決以降、判例は、除斥期間という法性決定は維持したまま、次の2つの方法により除斥期間を柔軟に取り扱っている²⁰。すなわち、①時効停止の規定の法意に照らして除斥期間の適用を制限する方法（最二小判平成10年6月12日²¹（以下「平成10年判決」という。）、最三小判平成21年4月28日²²（以下「平成21年判決」という。）と②条文通りに除斥期間の起算点は「不法行為の時」としつつ、例外的に、当該不法行為により発生する損害の性質上、加害行為が終了してから相当の期間が経過した後に損害が発生する場合には、当該損害の全部又は一部が発生した時が除斥期間の起算点とする方法である（最三小判平成16年4月27日²³、最二小判平成16年10月15日²⁴、最二小判平成18年6月16日²⁵）。

上でも述べたように（Ⅰ）、5件の原審のうちの4件が、上記①の方法によって除斥期間の適用を制限している。そこで、平成10年判決と平成21年判決について少し詳しくみてみたい。

まず、平成10年判決は、いわゆる予防接種ワクチン禍事件において、心神喪失の常況が当該不法行為に起因する場合であっても、20年の経過によって加害者が損害賠償義務を免れることは、「著しく正義・公平の理念に反するものといわざるを得」ず、「少なくとも右のような場合にあっては、……民法（筆者注：改正前民法のこと）724条後段の効果を制限することは条理にもかなう」から、「不法行為の被害者が不法行為の時から20年を経過する前6箇月内において右不法行為を原因として心神喪失の常況にあるのに法定代理人を有しなかった場合において、その後当該被害者が禁治産宣告を受け、後見人に就職した者がその時から6箇月内に右損害賠償請求権を行使したなど特段の事情があるときは、民法（筆者注：改正前民法のこと）158条の法意に照らし、同法724条後段の効果は生じない」と判示した。同判決は、改正前民法724条後段の除斥期間の例外を認めた初めての最高裁判決として知られている。同判決の特徴は、改正前民法158条所定の障害事由に限られるだけでなく、当該障害事由が不法行為に起因することとの条文にない要件を加重していることにある²⁶。そして、これが類推適用ではなく「法意に照らして」とした理由でもある。

次に、平成 21 年判決は、平成 10 年判決を引用して「被害者を殺害した加害者が、被害者の相続人において被害者の死亡の事実を知り得ない状況を殊更に作出し、そのために相続人はその事実を知ることができず、相続人が確定しないまま除斥期間が経過した場合にも」、加害者が損害賠償義務を免れるということは、「著しく正義・公平の理念に反」し、「民法（筆者注：改正前民法のこと）724 条後段の効果を制限することは、条理にもかなうというべきである」とした。その上で、同判決は、「被害者を殺害した加害者が、被害者の相続人において被害者の死亡の事実を知り得ない状況を殊更に作出し、そのために相続人はその事実を知ることができず、相続人が確定しないまま上記殺害の時から 20 年が経過した場合において、その後相続人が確定した時から 6 か月内に相続人が上記殺害に係る不法行為に基づく損害賠償請求権を行使したなど特段の事情があるときは、民法（筆者注：改正前民法のこと）160 条の法意に照らし、同法 724 条後段の効果は生じない」と判示した。同判決は、改正前民法 160 条の法意による除斥期間の効果制限の類型を付け加えるものであり、平成 10 年判決と同様、改正前民法所定の障害事由を前提として、条文にはない加重的要件として加害者による障害事由の作出を要求する点に特徴がある²⁷。

このように両判決は、条文に規定された障害事由を前提に要件を加重していることから、その射程は極めて限定的に除斥期間の適用制限を肯定したに過ぎないと一般に評価されている²⁸。

そうすると、本判決の事案のように時効停止規定が定める障害事由が存在しない場合には、除斥期間の適用を制限することはできないのか。この点がまさに本判決において問題となった。

IV 検討

1. 本判決が援用を必要とした理由

仮に、時効停止規定が定める障害事由が存在しない場合には、除斥期間の適用を制限することはできないとするならば、除斥期間の持つ冷徹な面を改めて痛感させることになる。そこで、学説では、以前から、時効停止規定の定める障害事由は例示に過ぎない²⁹、あるいは時効停止規定の根底にある「正義・衡平の理念や条理」が適用制限の根拠であるとして³⁰、平成 10 年判決及び平成 21 年判決（以下「両判決」という。）の射程を広く捉えるべきことが主張されていた。

そして、実際に、5 件のうち 3 件の原審は、時効停止規定の定める障害事由は例示と捉え、両判決の権利者の権利行使を加害者の不法行為が阻害した場合との要件を一般的判断枠組みへと発展させて除斥期間の適用制限を行っていた。しかし、この手法については、両判決の射程を超えるとの批判があり、この点において採用しづらさがあった。それでは、直接に正義・公平の理念に基づく方法はどうか。これについても「法令上の一般則ですらない、正義・公平の理念という極めて抽象的な概念のみに基づいて排除するというのは、原告の受けた被害の重大さを考慮に入れても、なお躊躇があるものといわざるを得ない」との判示³¹にみられるように、条文上に手がかりがなく、予見可能性に欠けるおそれがある点において採用しづらさがあった。他方で、権利濫用構成には、両判決の射程は問題とならず、条文上に手がかりがあることから予見可能性において

優れているとの利点があった。

また、除斥期間の適用制限の効果においても使いづらさがある。時効停止規定によれば障害事由がなくなってから6か月の間だけ除斥期間の適用が制限されるに過ぎず、「訴訟提起の前提となる情報や相談機会へのアクセスが著しく困難な環境が解消されてから」（脚注6の判例④の原審³²）とか、「優生条項が前記憲法上の権利等を違法に侵害することが明白になったとき」（本判決の原審³³）とか、起算点を柔軟に解することによって社会的に妥当な結論を導くことができるとはいえ、約2万5000人が優生条項に基づき不妊手術を受けたことに照らせば、6か月では救済のためには短すぎるといえよう。この点、脚注6の判例③の原審³⁴は、この6か月につき、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（以下「一時金支給法」という。）の内容に鑑み、同法の施行日から5年が経過するまでとして長期化を試みているが、一時金支給法は国の損害賠償義務を前提としていないにもかかわらず、同法の規定を損害賠償請求権に用いることの是非が問われる。他方で、権利濫用構成であれば、一律に期間制限を設けることはできず、個別に判断せざるを得ないものの、期間自体は柔軟に対応できる。

以上のように、両判決の射程との問題及び除斥期間の適用制限の効果の問題から、本判決は、権利濫用構成を採用したものと思われる。

2. 時効説を採用しなかったのはなぜか

しかし、援用が必要として除斥期間の柔軟化をさらに推し進めて時効期間に近づける解釈をするよりは、いっそのこと時効説を採用すべきではないか。改正後民法が時効説を採用したことに照らせば、なおのこと本判決が時効説を採用しなかったのはなぜかが問題となる。

消滅時効と除斥期間との一般的にいわれている違いのうちで残っているものは中断である。したがって、この点が影響したとも考えられる。実際、本判決の法廷意見は、「国会議員の立法行為という加害行為の性質上、時の経過とともに証拠の散逸等によって……加害者側の立証活動が困難になるともいえない」から改正前民法724条後段の趣旨が妥当しない側面があるとしている。そうすると、加害行為の性質によっては、中断により立証活動がさらに困難となる可能性があって同条後段の趣旨に反するから、時効説を採用しなかったとも考えられる。しかし、三浦守裁判官の補足意見が指摘するように、そもそも「20年の期間の経過による権利の消滅の阻止が問題となるのは、實際上極めて限られた事案である」。そして、消滅時効の趣旨としても立証困難からの救済が挙げられており、宇賀克也裁判官の反対意見が指摘するように、時効期間とみても損害及び加害者について被害者の認識がなくても進行するという意味で「法律関係の早期確定に資する」といえるから、改正前民法724条後段の趣旨に反するとはいえないであろう。

もともと、三浦守裁判官の補足意見が指摘するように、中断を認めることによる紛争の蒸し返しを懸念したとも考えられる。しかし、上述のように、そもそも20年の期間について中断が問題となるのは實際上極めて限られている上に、確定判決に判例変更の影響は及ばないこと等に照ら

せば、時効説を採用したとしても「それによる混乱を懸念するには及ばないように思われる」のは、宇賀克也裁判官の反対意見が指摘する通りである。

3. 権利濫用の考慮要素

確かに、民法 1 条 3 項³⁵において権利濫用の禁止が規定されており、消滅時効の援用が権利濫用となる場合があることは判例でも認められているから、除斥期間の適用制限に比べて予見可能性が高いとはいえる。しかし、いかなる場合に消滅時効の援用が権利濫用となるかははっきりしない。最高裁段階で時効の援用制限を認めた 3 件の事例のうち、2 件は権利者の権利行使の原因に義務者が関与している例であるが³⁶、援用・適用制限の判断要素の焦点を「権利不行使への義務者の関与」のみに絞ることは妥当ではなく、実際の時効援用の制限判決例を分析しても、「権利不行使への義務者の関与」以外にも、①権利行使条件の成熟度、②権利行使的要素の認定、③援用態度の不当性、④権利保護の必要性、⑤義務者保護の不的確性、⑥加害者の地位などの多様な要素が判断されている³⁷。

翻って、本判決も、加害者側の事情と被害者側の事情を総合考慮して、権利濫用の判断を行っている。具体的には、国の責任の重大さと優生条項の問題性を認識した後も長期間にわたって、不妊手術は適法であり補償しないとの立場を国が取り続けたという加害者側の事情と、損害賠償請求権を行使することを期待することが極めて困難であったという被害者側の事情を考慮している。もっとも、本判決は、被害者が権利を行使できなかったことに加害者の関与を認めていない。また、最終的には、国が損害賠償責任を免れることは、「著しく正義・公平の理念」に反し、到底容認することができないとして、除斥期間の適用制限を認めた判例との接合を図っている。これらの点に特徴がある。

V おわりに

本判決は、国の責任の重大さに鑑みて被害者救済のために、除斥期間説を維持しつつも、除斥期間の柔軟化をさらに推し進めた重要な判決である。もっとも、中断を除斥期間にも認めざるを得ないといわれており³⁸、除斥期間説を維持する根拠が疑われているのであるから、同一又は類似事件において、民法改正の前か後かの僅かな差で原告の一方が救済されない事態を避けるためにも、宇賀克也裁判官の反対意見が指摘する通り、判例を変更して時効説を採用すべきであったといえよう。

(掲載日 2024 年 9 月 17 日)

-
- ¹ 最大判令和 6 年 7 月 3 日令 5 (受) 1319 号裁時 1843 号 1 頁、[WestlawJapan 文献番号 2024WLJPCA07039005](#)。
- ² 優生保護法 (昭和 23 年法律第 156 号。平成 8 年法律第 105 号による改正後の題名は母体保護法。) 3 条 1 項 1 号、2 号及び 10 条については、昭和 23 年 9 月 11 日から平成 8 年 9 月 25 日までの間、3 条 1 項 3 号については、昭和 23 年 9 月 11 日から平成 8 年 3 月 31 日までの間、13 条 2 項については、昭和 27 年 5 月 27 日から平成 8 年 9 月 25 日までの間において施行されていたもの。
- ³ 民集 43 卷 12 号 2209 頁、[WestlawJapan 文献番号 1989WLJPCA12210001](#)。
- ⁴ なお、平成元年判決を引用する最二小判平成 10 年 6 月 12 日民集 52 卷 4 号 1087 頁、[WestlawJapan 文献番号 1998WLJPCA06120001](#) 及び最三小判平成 21 年 4 月 28 日民集 63 卷 4 号 853 頁、[WestlawJapan 文献番号 2009WLJPCA04289001](#) も併せて変更の対象となっている。
- ⁵ [改正前民法 724 条後段](#)。
- ⁶ 本判決の他、①最大判令和 6 年 7 月 3 日令 5 (オ) 1341 号・令 5 (受) 1682 号裁判所ウェブ、[WestlawJapan 文献番号 2024WLJPCA07039002](#)、②最大判令和 6 年 7 月 3 日令 5 (受) 1323 号裁判所ウェブ、[WestlawJapan 文献番号 2024WLJPCA07039001](#)、③最大判令和 6 年 7 月 3 日令和 4 (受) 1411 号裁判所ウェブ、[WestlawJapan 文献番号 2024WLJPCA07039003](#)、④最大判令和 6 年 7 月 3 日令 4 (受) 1050 号裁判所ウェブ、[WestlawJapan 文献番号 2024WLJPCA07039004](#) がある。
- ⁷ [改正後民法 724 条](#)。
- ⁸ 法務省民事局参事官室「民法 (債権関係) の改正に関する中間試案の補足説明」75、76 頁 (<https://www.moj.go.jp/content/000109950.pdf>) 。
- ⁹ 仙台高判令和 5 年 6 月 1 日訟月 70 卷 1 号 1 頁、[WestlawJapan 文献番号 2023WLJPCA06019002](#) (前掲注 6・①の原審) 以外、札幌高判令和 5 年 3 月 16 日 [WestlawJapan 文献番号 2023WLJPCA03166011](#) (前掲注 6・②の原審)、大阪高判令和 5 年 3 月 23 日裁判所ウェブ、[WestlawJapan 文献番号 2023WLJPCA03236002](#) (本判決の原審)、東京高判令和 4 年 3 月 11 日判タ 1506 号 62 頁、判時 2554 号 12 頁、[WestlawJapan 文献番号 2022WLJPCA03116002](#) (前掲注 6・③の原審) 及び大阪高判令和 4 年 2 月 22 日判タ 1514 号 83 頁、判時 2528 号 5 頁、[WestlawJapan 文献番号 2022WLJPCA02226001](#) (前掲注 6・④の原審) は除斥期間の適用制限を認めた。
- ¹⁰ 上田健介「旧優生保護法違憲訴訟によせて」判時 2585 号 (2024 年) 13 頁。
- ¹¹ 大阪高判令和 5 年 3 月 23 日・前掲注 9。
- ¹² [改正前民法 158 条](#)、[159 条](#)、及び [160 条](#)。
- ¹³ 四宮和夫『民法総則 [第 4 版補正版]』(弘文堂、1996 年) 278 頁。
- ¹⁴ 吉村良一「消滅時効と除斥期間」法教 193 号 (1996 年) 121、122 頁。
- ¹⁵ 松本克美「除斥期間」内田貴=大村敦志編『民法の争点』(有斐閣、2007 年) 85 頁。
- ¹⁶ [改正前民法 145 条](#)。
- ¹⁷ [改正前民法 147 条](#)。
- ¹⁸ 松久三四彦・ジュリスト 1398 号 [平成 21 年重要判例解説] (2010 年) 104 頁。
- ¹⁹ [民法の一部を改正する法律](#) 参照。
- ²⁰ 判例による除斥期間の柔軟化の詳細については、金山直樹「民法七二四条後段の定める除斥期間の柔軟化とその限界」法研 88 卷 1 号 (2015 年) 63-76 頁参照。
- ²¹ 民集 52 卷 4 号 1087 頁、[WestlawJapan 文献番号 1998WLJPCA06120001](#)。
- ²² 民集 63 卷 4 号 853 頁、[WestlawJapan 文献番号 2009WLJPCA04289001](#)。

-
- ²³ 民集 58 卷 4 号 1032 頁、[WestlawJapan 文献番号 2004WLJPCA04270002](#) (筑豊じん肺訴訟)。
- ²⁴ 民集 58 卷 7 号 1802 頁、[WestlawJapan 文献番号 2004WLJPCA10150001](#) (関西水俣病事件)。
- ²⁵ 民集 60 卷 5 号 1997 頁、[WestlawJapan 文献番号 2006WLJPCA06160001](#) (B 型肝炎ウイルス感染事件)。
- ²⁶ 橋本佳幸・リマークス 41 号 (2010 年) 67 頁。
- ²⁷ 橋本・前掲注 26・67 頁。
- ²⁸ 山田孝紀「旧優生保護法国賠訴訟における損害及び時効・除斥期間の検討」関学 71 卷 1 号 (2020 年) 434 頁。
- ²⁹ 松本克美『時効と正義』(日本評論社、2002 年) 245 頁。
- ³⁰ 石松勉「(再論) 民法 724 条後段の 20 年の除斥期間の適用制限に関する一考察 (1)」福岡 55 卷 1 号 (2010 年) 45 頁。
- ³¹ 札幌地判令和 3 年 1 月 15 日判タ 1481 号 92 頁、判時 2480 号 62 頁、[WestlawJapan 文献番号 2021WLJPCA01159001](#) (前掲注 6・②の第一審)。
- ³² 大阪高判令和 4 年 2 月 22 日・前掲注 9。
- ³³ 大阪高判令和 5 年 3 月 23 日・前掲注 9。
- ³⁴ 東京高判令和 4 年 3 月 11 日・前掲注 9。
- ³⁵ [民法 1 条 3 項](#)。
- ³⁶ 最大判昭和 41 年 4 月 20 日民集 20 卷 4 号 702 頁、[WestlawJapan 文献番号 1966WLJPCA04200001](#) (時効完成後の債務の承認)、と最一小判昭和 57 年 7 月 15 日民集 36 卷 6 号 1113 頁、[WestlawJapan 文献番号 1982WLJPCA07150001](#) (自己に債務があることを認めるような発言を債務者がしていた手形請求事件) である。その他は、最三小判昭和 51 年 5 月 25 日民集 30 卷 4 号 554 頁、[WestlawJapan 文献番号 1976WLJPCA05250001](#) (農地法 3 条の許可協力請求権事件で家族間の争いにかかわる事件) である。
- ³⁷ 松本・前掲注 29・405、406 頁。
- ³⁸ 松久三四彦「不法行為損害賠償請求権の長期消滅規定と除斥期間」椿寿夫＝三林宏編著『権利消滅期間の研究』(信山社、2006 年) 255 頁は、「①訴え提起により 3 年時効が中断し、訴訟継続中に 20 年が経過した場合や、②一部弁済(承認)を繰り返し、3 年時効は完成していないが 20 年経過した場合に、突如として 20 年経過による権利消滅を認める判決が出たならば、最判平成元年判決を上回る批判がなされよう」とする。